

「ラグビーおもてなしパンフレット制作業務委託」にかかる提案競技実施要領

1 委託事業名

ラグビーおもてなしパンフレット制作業務委託

2 目的

今年開催されるラグビーワールドカップ（以下「RWC」という。）においては、観戦を目的に競技人口が多い欧米豪の観光客数が増えることが見込まれている。

福岡市及び（公財）福岡観光コンベンションビューロー（以下「FCVB」という。）では、この絶好の機会を活かし、福岡市の特長や楽しみ方などを効果的に発信することで、外国人観光客の回遊と消費活動の促進、また、リピーターの獲得や海外での口コミの醸成をはかり、その後の欧米豪からの観光客の増加・継続を目指している。

そこで、福岡に来訪するRWCの観戦客を対象としたパンフレットを作成し、WEB（福岡市公式シティガイド「よかなび」等、福岡市関連のホームページやRWC関連ホームページ等）と連動しながら、RWC関連イベントや福岡市の観光資源、インバウンド受入対応飲食店情報等の効果的な情報発信を行い、観戦のために訪れた外国人の満足度を向上させることを目的とする。

なお、上記目的を達成するため、事業の実施に当たっては、以下のとおり、実施事業者を公募し、提案競技によって選考するもの。

3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和元年9月30日まで

4 総事業費

委託料上限額 4,909千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 提案内容

企画提案書の作成に当たっては、上記目的や別紙「仕様書」及び以下に記載の内容を踏まえ提案すること。

- ①RWC観戦客の興味を引く内容を掲載し、適切かつ効果的な情報提供を行うことで、直接の行動に結びつくようなものとする。
- ②RWC観戦客の回遊・消費を促し、口コミに繋がるようなものとする。
- ③提案書には、実施体制（人員配置・役割分担等）、スケジュールを記載すること。
- ④これまでに同様の事業実績やノウハウがあれば具体的に記載すること。
- ⑤当事業遂行のため、FCVBが必要とする事項が発生した場合は、協議の上、柔軟

に対応していくよう努めること。

6 スケジュール

令和元年6月26日（水）提案競技開始

7月1日（月）質問締切（メールにて17:00まで）

7月2日（火）質問回答（メールにて17:00頃）

7月10日（水）提案締切

7月11日（木）審査（予定）

7月16日（火）事業者決定・契約締結（予定）

※企画案審査のみ。プレゼンテーションは実施しない

7 提案競技参加資格

応募資格は、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案競技の開始の日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (3) この提案競技の開始の日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員または暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 5の各条件等を満たす企画提案を行うとともに、提案内容を実施できる者であること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合またはFCVBに提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8 質疑について

提案競技参加に当たり、疑義が生じた場合は、「質問書（様式第1号）」に記載の上、電子メールにて提出し、未受領防止のため、提出した旨を電話で連絡すること。

なお、質問書の最終締め切りは、7月1日（月）17時までとする。質問に対する回答は、7月2日（火）17時頃にメールにて行う。

質問書の提出先及び連絡先は、15に記載のメールアドレス及び電話番号とする。

9 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

①提案書

A4横、書式自由、表紙を除き20ページ以内、カラー片面印刷、長編綴じ2か所ホチキス留め

※「5提案内容」及び別紙「仕様書」に留意すること。

※提案書は、全般にわたって参加者名（企業名）がわからないようにすること。

②見積書

A4横、書式自由

※本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とすること。なお、「4総事業費」「5提案内容」に留意すること。

③会社概要

事業概要が分かるパンフレット等

④登記事項証明書

法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

⑤市町村税を滞納していないことの証明書

- ・福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
- ・上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥消費税及び地方消費税納税証明書

- ・本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
- ・証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3

の3」でも可)

⑦誓約書(様式第2号)

代表者の所在地, 商号または名称, 代表者役職名, 氏名を記入し, 印鑑は代表者印を使用すること。

⑧役員名簿(様式第3号)

- ・代表者及び役員(委任状を提出する場合は代理人(支店長, 営業所長等)を含む。)の役職, 氏名, フリガナ, 性別, 生年月日(元号表記)を記入すること。なお, この情報は福岡市暴力団排除条例に基づく福岡県警へ照会に使用するもの。
- ・役員とは, 株式会社, 有限会社の取締役, 合名会社の社員, 合資会社の無限責任社員, 公益法人, 協同組合, 協業組合の理事をいう(監査役, 監事, 事務局長は含まない)。

⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し

法人の場合は, 直近2年分の貸借対照表, 損益計算書, 株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(注意事項)

※必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

※④~⑥については, 提出前3か月以内に発行された原本を提出すること。

※提出書類のうち, ⑤, ⑥及び⑨について, 新たに設立された法人等であり, 納税に関する証明書等の提出ができない場合は, 「申立書(様式不問)」に当該事実の記載及び押印のうえ提出すること。

※共同企業体として参加する場合は, 代表事業者を決定し, 「共同事業体構成表(様式第4号)」を提出すること。なお, 代表事業者以外の構成員については, ①, ②を除くすべての書類を準備し, 代表事業者が取りまとめて提出すること。

※「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり, 当該搭載の有効期間内にこの提案公募の開始の日または提案競技参加申込期限日が含まれている者にあつては, ④~⑨の提出を免除する。

(2) 提出部数

正本(1部): ①~⑨のすべて

副本(5部): ①~③のみ

(3) 提出期限・提出方法

令和元年7月10日(水)15:00までに, 「15 問い合わせ・提案提出先」宛に持参または郵送(必着)で提出すること。

(4) その他

- ・事業者1提案とし, 複数の提案は認めない。
- ・提出書類に不備がある場合は, 受付できないことがあるため留意すること。

10 選考について

(1) 審議

提出された企画提案書等の内容について、総合的に評価し、最優秀提案者及び次点者を決定するため、選考委員会を開催し、提案の内容を審議する。

(2) 評価

別表「提案競技に係る評価項目・評価基準」に基づき評価を行う。

(3) 留意事項

- ・評価の内容によっては、最優秀提案者を決定しない場合がある。
- ・提案競技参加者が1者の場合は、選考委員会における評価点が6割以上あれば、最優秀提案者として決定する。
- ・審議にあたって疑義が生じた場合は、提案者に問い合わせをする場合がある。

11 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、すべて参加事業者が負担するものとする。
- (2) 提出書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (3) 提案競技において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語並びに日本国通貨に限るものとし、仕様する通貨単位は「円」とする。
- (4) 必要に応じて追加資料等の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で無断使用しないものとする。ただし、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など）を除き、原則公開の対象となる。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は事業者が追うものとする。
- (8) 選考された提案内容については、FCVBとの協議により、内容の変更を求められることがある。
- (9) 審査結果に関する質問には一切回答しない。
- (10) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止する。

12 契約について

選考委員会での選考に基づき、FCVBはもっとも優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を定める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

なお、最優秀提案者が失格、その他の理由により契約の相手方として決定されなかった場合、次点者と契約に向けた協議を行う。また、最優秀提案者が契約の相手方として決定された場合は、次点者はその権利が消滅するものとする。

13 失格要件について

本実施要領に定める参加資格要件を満たさない場合、提出書類に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、事業推進に必要な手続きを行わない場合等により失格とすることがある。

14 添付資料

- ・別紙 仕様書
- ・様式第1号 質問書
- ・様式第2号 誓約書
- ・様式第3号 役員名簿
- ・様式第4号 共同企業体構成表

15 問い合わせ・提案提出先

公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー 担当：西山
〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目5番31号
電話番号：092-733-0101
Eメール：nishiyama@welcome-fukuoka.or.jp

別表 提案競技に係る評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	配点
執行体制	本業務の実施に当たり、十分な運営体制がとられているか。	10
企画内容	主に欧米豪からのラグビーファンをターゲットとした内容、構成となっているか。	30
	既存の観光ガイドブックとは異なる、独自の切り口を持った内容、構成となっているか。	30
	これまでの実績やノウハウを活用した効果的な提案となっているか。	20
費用	事業の内容に見合った適正な経費で積算されているか。	10
合 計		100